

悠久・雄大な自然と共に生きる
～『海の京都』なぎさ回廊～

丹後沿岸海岸保全基本計画

概 要 版

令和8年8月

 京都府

 京 都 府



伊根の舟屋



舞鶴湾



立岩



琴引浜



久美浜湾（小天橋）



天橋立

丹後沿岸海岸保全基本計画

<京 都 府>

農林水産部 農村振興課

Tel: 075-414-5036 Fax: 075-414-5039

E-mail: noson@pref.kyoto.lg.jp

農林水産部 水産課

Tel: 075-414-4992 Fax: 075-414-4939

E-mail: suisan@pref.kyoto.lg.jp

建設交通部 河川課

Tel: 075-414-5282 Fax: 075-432-6312

E-mail: kasen@pref.kyoto.lg.jp

商工労働観光部・建設交通部 港湾局 港湾企画課

Tel: 0773-75-0192 Fax: 0773-75-4375

E-mail: kowan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会

■ 丹後沿岸 海岸保全基本計画技術検討会

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
日 時	令和 6 年 1 月 16 日（水） 12 時 40 分～14 時 00 分	令和 7 年 3 月 11 日（火） 14 時 30 分～16 時 30 分	令和 7 年 12 月 23 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分
場 所	舞鶴 21 ビル 第 2,3 会議室	京都ガーデンパレス 2 階 「鞍馬」	京都ガーデンパレス 2 階 「祇園」
写 真			
			

■ 丹後沿岸 海岸保全基本計画検討委員会

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
日 時	令和 7 年 8 月 18 日（金） 14 時 10 分～15 時 45 分	令和 8 年 1 月 13 日（火） 10 時 30 分～12 時 00 分	令和 8 年 4 月 17 日（金） 14 時 00 分～16 時 00 分
場 所	京都府 丹後土木事務所 第 2,3 会議室	舞鶴市 西駅交流センター 3 階ホール	京都ガーデンパレス 2 階 「鞍馬」
写 真			
			

丹後沿岸海岸保全基本計画の変更

丹後沿岸は、福井県境から兵庫県境までの日本海に面した 3 市 2 町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）にまたがる延長約 317km の海岸である。

丹後沿岸の大浦半島から久美浜湾に至る海岸線は変化に富み、舞鶴湾、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、琴引浜、夕日ヶ浦など、優れた自然景観を有し、東から若狭湾国立公園、丹後天橋立大江山国立公園及び山陰海岸国立公園に指定されている。

丹後半島の経ヶ岬より東側には、複雑に入り組んだ海岸線が美しい舞鶴湾や日本有数の景勝地で「日本三景」の一つである天橋立がある。また、伊根湾には国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定された「伊根の舟屋」があり、美しい海とあいまった独特な漁村風景が広がっている。丹後半島の経ヶ岬より西側は山陰海岸ジオパークに認定されるなど、貴重な地形や地層を有する自然豊かな沿岸が広がっている。また、ポケットビーチや浜詰海岸から久美浜海岸にかけて約 7km にも及ぶ広大な砂浜海岸もあり、自然景観が豊かな海岸である。

平成 11 年に海岸法が抜本的に改正されたことにより、これまでの「海岸災害からの防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」が法目的に追加されたことから、京都府では日本海の厳しい自然が育んだ特色ある風景と、海辺のくらしを守ることを目標として、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理を目指すこととした「丹後沿岸海岸保全基本計画（以下、基本計画という。）を平成 17 年に策定した。

その後、平成 23 年に発生した東日本大震災による甚大な津波被害などを受けて、平成 26 年に海岸法の一部改正が行われ、国が海岸保全基本方針を変更し「津波・高潮等に対する海岸の防災・減災対策の強化」や「海岸保全施設の適切な維持管理」などが追加されたことを受け、平成 30 年 7 月に基本計画を変更し、事業を進めてきたところである。

今般、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するため、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針が変更された。このため、京都府では、基本計画について将来の気候変動による海面水位の上昇や台風の強大化などを考慮した防護水準へ見直しを行い、気候変動に対応した計画へ変更するものである。

■ 基本計画対象範囲

福井県境から兵庫県境に至る 3 市 2 町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町）延長約 317km の海岸線



海岸保全の基本理念



海岸保全の基本方針



留意すべき重要事項

- 関連計画との整合性の確保
- 地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備などを実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全及び京都府国土強靱化地域計画などの諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する。
- 関係機関との連携調整
- 海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸管理者や背後地のインフラ管理者、都市計画部局などで構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図る。
- 地域住民の参画と情報公開
- 情報公開や地域住民などの参画を得ることにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成する。
- 調査・研究の推進
- 質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関などと連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持及び修繕、生態系などの自然環境など、整備に関する調査研究や、新工法などの新たな技術に関する研究開発などを推進する。
- 海岸協力団体の指定に向けた取り組み
- 丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進など、多種多様な維持・管理などが求められている。そのため、地域住民やボランティアなどの協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持などを適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取り組みを検討する。
- 計画の見直し
- 防護すべき地域の土地利用や、海岸の利用状況などに応じて、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更などを行う。
- また、気候変動の不確実性を踏まえ、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを行い、最新の研究成果などに基づき必要に応じて防護水準を見直すとともに、社会経済状況の変化などに対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容などを点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、改訂を行う。

海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管 市町 村名	管理	海岸保 全区域 延長 (m)	施設※1	計画※1		規模(現況)		規模(維持修繕)		配置※1		受益地域の状況		維持または修繕の方法	備考				
							新設	改良	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長※2 (m)	天端高※3 (T.P.+m)	代表断面 (T.P.+m)	天端高※3 (T.P.+m)	延長※2 (m)	天端高※3 (T.P.+m)			代表断面 (T.P.+m)	延長※2 (m)	天端高※3 (T.P.+m)	
																						代表断面 (T.P.+m)
B-1	52	雄志漁港海岸	(水)京丹後市	京丹後市	1,105	護岸 突堤 護岸堤		●	106	3.20～4.00	3.20	106	5.65	5.05	106	5.65	0.30～1.50	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する				
	53	中浜漁港海岸	(水)京丹後市	京都市	1,400	護岸 護岸堤		●	642	4.00～4.50	4.44	642	4.76	2.84	642	4.76	289	1.70	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧堤岸を考量		
	54	久保海岸	(市)京丹後市	京都市	705	護岸 人工リーフ	●	●	200	0.50	4.50	505	6.80	3.61	505	6.80	394	-0.50	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	55	上野・平海岸	(市)京丹後市	京都市	870	護岸	●	●	256	4.15～4.50	4.50	256	4.88	3.61	256	4.88	394	-0.50	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	56	竹野漁港海岸	(水)京丹後市	京丹後市	417	護岸 突堤		●	197	4.50	4.50	197	5.81	5.81	197	5.81	78	1.12～5.50	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	57	後ヶ浜海岸	(市)京丹後市	京都市	1,140	護岸 突堤 人工リーフ	●		74	4.30～6.50	6.50	744	7.54	7.54	744	7.54	65		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	58	小間漁港海岸	(水)京丹後市	京丹後市	907	護岸 人工リーフ	●	●	71	2.30	2.50	71	4.30	2.96	71	4.30	47	-1.50	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	59	小浜海岸	(市)京丹後市	京都市	432	護岸	●	●	328	3.10	3.10	328	3.17	2.86	328	3.17	90	2.00	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	60	浅茂川海岸	(市)京丹後市	京都市	1,222	護岸 突堤			230	4.30～4.50	4.50	1,270	4.89	3.19	1,270	4.89	230		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	61	浅茂川漁港海岸	(水)京丹後市	京丹後市	90	護岸 人工リーフ	●	●	300	2.00		300	-2.00		300	-2.00	74	4.30	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
B-2	62	浜間海岸	(市)京丹後市	京都市	2,233	護岸 護岸堤			1,070	4.24～4.50	4.50	—	3.03	3.03	252	1,070	4.50	550		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量	
	63	久美浜海岸 (磐石葛野漁港海岸)	(市)京丹後市	京都市	4,698	護岸 人工リーフ	●	●	1,540	2.00	3.50	4,698	3.78	3.28	3,400	-2.00	3,400	-2.00	300	-2.00	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量
	64	久美浜海岸 (長瀬野地区海岸)	(市)京丹後市	京都市	3,590	護岸 人工リーフ	●	●	2,708	0.71～2.37	1.87	2,708	2.68	2.68	1,94	2,708	2.68	3,633	2.18	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量	
	65	久美浜海岸 (浦明神地区海岸)	(市)京丹後市	京都市	3,690	護岸 砂浜 突堤	●	●	100	1.17～1.87	1.87	3,633	2.18	2.18	1,94	3,633	2.18	160		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量	
	66	久美浜海岸 (久美地区海岸)	(市)京丹後市	京都市	3,100	護岸	●	●	2,657	1.07～1.87	1.87	2,657	2.39	1.94	2,657	2.39	231		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	67	久美浜海岸 (大田地区海岸)	(市)京丹後市	京都市	4,570	護岸	●	●	2,488	1.17～1.87	1.87	2,488	2.37	1.94	2,488	2.37	231		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	68	久美浜海岸 (戸崎地区海岸)	(市)京丹後市	京都市	1,040	護岸	●	●	563	1.07～1.87	1.27	563	2.05	1.94	563	2.05	231		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量		
	69	久美浜海岸 (大向地区海岸)	(市)京丹後市	京都市	3,235	護岸	●	●	1,967	1.27～2.67	1.87	1,967	2.12	2.12	1,94	1,967	2.12	231		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量	
	70	久美浜海岸 (大向地区海岸)	(市)京丹後市	京都市	3,235	護岸	●	●	1,967	1.27～2.67	1.87	1,967	2.12	2.12	1,94	1,967	2.12	231		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量	
	71	久美浜海岸 (大向地区海岸)	(市)京丹後市	京都市	3,235	護岸	●	●	1,967	1.27～2.67	1.87	1,967	2.12	2.12	1,94	1,967	2.12	231		日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	【新設・改良】及び「維持修繕」の「天端高」算定時は旧人工リーフを考量	

※1：海岸線や利用状況等を踏まえ、面的防護も含めて海岸保全施設を構築することとし、適宜「施設」の修繕や「計画」、「配置」を見直す。
※2：「規模(新設・改良)」及び「規模(維持修繕)」の延長は、事業実施時の現地調査や測量、設計等に基づき、適切な値に適宜見直す。
※3：「天端高(代表断面)」は2℃上昇シナリオを前提に2100年時点をも想定年とし、代表断面で算出した計画天端高であるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体(または事業対象区間)において、より詳細な検討を実施したうえで、適切な値に適宜見直す。

海岸保全の現況と課題

■ 防護面からみた現況と課題

丹後沿岸の入り組んだリアス海岸や湾形状は、津波や高潮の影響を受けやすい。また、侵食対策工の整備が進められているが、施設の開口部で局部的に侵食が進行している事例もある。さらに、丹後沿岸の海岸保全施設は、老朽化が進行している。

《防護》に関する課題

- 高潮・高波・津波に対する課題
平均海面水位の上昇などの将来想定される気候変動への影響を踏まえた新たな海岸保全とハード・ソフト一体の適応策の推進
- 侵食に対する課題
将来の気候変動を踏まえた総合的かつ持続的な侵食対策による砂浜の保全
- 維持管理についての課題
予防保全の考え方に基づいた、計画的かつ効果的な維持又は修繕

■ 環境・景観面からみた現況と課題

丹後沿岸には、景観にすぐれた海岸が多く存在している。しかし、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物などによって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響などが懸念される。

《環境・景観》に関する課題

- 生物の生息、生育及び繁殖環境の保全
貴重な動植物類などの生息、生育及び繁殖環境の維持・保全
- すぐれた海岸景観の保全
砂浜の侵食に起因する景観の悪化などに対する海岸景観の保全
- 自然環境に対する人為的影響の緩和
投棄ゴミや国内外からの海岸漂着物などによる自然環境への影響の低減
- 砂浜の保全：砂浜の回復、創出、保全

■ 親水・利用面からみた現況と課題

丹後沿岸では、海洋性レクリエーションが盛んに行われている。また、沿岸の観光・利用を促進する様々な計画があり、年々沿岸を訪れる観光客が増加している一方で、砂浜への車両の乗り入れなどの問題も発生している。

《親水・利用》に関する課題

- 様々な沿岸利用への配慮
観光、レクリエーション、港湾利用、漁業利用など、様々な沿岸利用に配慮した海岸保全施設の整備の推進
- 海辺へのアクセスの確保
海辺へ近づき、海とふれあうためのアクセスの確保やバリアフリー化の推進
- 砂浜の利用
砂浜への車両の乗り入れなどは、砂浜環境に与える影響が大きいため、規制や啓発などによる海岸利用と砂浜環境のバランスの確保

海岸保全の具体的施策

■ 防護の目標を達成するための施策

防護

■様々な災害から海岸を守るため行うこと

海岸及びその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食などによる災害から守るため、防護すべき地域及び防護水準を定めた上で、実施又は検討する内容をまとめる。

また、老朽化が見込まれる施設の適切かつ効果的な維持管理・更新を推進する。

○ 防護の目標と地域

気候変動の影響（2100年時点における地球全体の平均気温が2℃上昇する想定）を踏まえ、高潮・高波や津波、海岸侵食などにより、海岸背後地の人命や財産などに浸水被害がおよぶと予想される地域を防護する。

○ 防護の考え方

侵食からの防護は、現状汀線の保全を基本とし、必要に応じ汀線の回復を図ることとする。また、気候変動による海面上昇の影響は確実であるため、養浜やモニタリングを行いつつ、気候変動予測を組み合わせる順応的に対応する。

高潮・高波などによる越波・浸水被害の防護については、地域毎に設定した外力に対して、施設整備を検討していくこととし、気候変動に伴う高潮・高波の増大などの影響を踏まえながら、海岸保全施設の相互機能を活かした面的防護の考え方を含んだ施設整備を検討する。

津波に対する防護は、数十年から百数十年に 1 回程度発生する比較的発生頻度が高い津波を対象とし、地域特性を踏まえた上で、必要な検討を行うこととする。

○ 防護の目標を達成するための具体的施策

海岸保全施設の整備として、重要度や緊急性並びに地元要望などの地域ニーズを考慮の上、必要な整備を行うこととし、地域特性を踏まえた対策も、関係機関と調整しながら必要に応じた面的防護やソフト対策との組み合わせを検討する。

砂浜の保全による海岸防護機能の確保として、養浜などの応急対策を行いつつ、必要に応じて潜堤（人工リーフ）などの構造物による恒久的手法を検討する。

効率的かつ効果的な施設の維持管理として、定期的な巡視・点検や維持・修繕などを確実に実施する。

また、海岸保全施設の整備と維持管理における老朽化対策などを一体的に行うことで、トータルコストの縮減や事業の効率化を図る。



養浜の事例



久僧海岸

海岸保全施設の整備に関する一覧表

No.	ソーン区分	海岸・地区名	所管市町村名	管理全区延長 (m)	施設※1	計画※1 新設改良	規模（現況）			規模（新設・改良）			規模（維持修繕）※2		受益地域の状況	維持または修繕の方法	備考
							延長 (m)	代表断面 (J.P.m)	変延長 (m)	延長※2 (m)	代表断面 (J.P.m)	変延長 (m)	代表断面 (J.P.m)				
A	第一防波堤（第一防波堤）	26 宮津港 田井太直出地区海岸	宮津市	京都府	1,900	護岸	●	1,714	1,967-2,261	1,967	2,941	1,841	1,714	2,941	宮津市田井の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		27 宮津港 獅子地区海岸	宮津市	京都府	1,150	護岸	●	1,150	1,967-2,261	2,361	2,681	1,841	1,150	2,681	宮津市獅子の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		28 宮津港 獅子崎地区海岸	宮津市	京都府	720	護岸	●	596	1,067-2,221	1,661	2,031	1,841	596	2,031	宮津市獅子崎の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		29 宮津港 坂路地区海岸	宮津市	京都府	1,740	護岸	●	1,533	1,067-1,196	1,961	2,651	2,031	1,533	2,651	宮津市坂路の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		30 宮津港 島崎地区海岸	宮津市	京都府	1,440	護岸	●	710	1,067-2,221	1,961	2,651	1,841	710	2,651	宮津市島崎の一部	商業用地、住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
B	第二防波堤（第二防波堤）	31 宮津港 杉ノ木地区海岸	宮津市	京都府	820	護岸	●	804	1,127-1,196	1,121	2,651	2,031	804	2,651	宮津市杉木の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		32 宮津港 文柱地区海岸	宮津市	京都府	4,900	護岸	●	3,885	0.72-2.26	1.66	2.01	1.38	3,885	2.01	宮津市文柱の一部	商業用地、住宅地、道路、公園、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		33 宮津港 須津地区海岸	宮津市	京都府	2,500	護岸	●	2,500	1.967-1.82	1.82	2.42	1.38	2,500	2.42	宮津市須津の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		34 宮津港 岩津地区海岸	宮津市	京都府	3,717	護岸	●	3,650	1.02-1.56	1.56	2.00	1.38	3,650	2.00	宮津市岩津の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		35 宮津港 満所地区海岸	宮津市	京都府	1,260	護岸	●	1,144	1.42-1.56	1.56	2.09	1.38	1,144	2.09	宮津市満所の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
C	第三防波堤（第三防波堤）	36 宮津港 大垣地区海岸	宮津市	京都府	620	護岸	●	589	1.56	1.56	2.30	1.38	589	2.30	宮津市大垣の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		37 宮津港 天橋立地区海岸	宮津市	京都府	5,010	護岸	●	3,600	0.72-0.86		2.05	1.38	3,600	2.05	宮津市天橋立の一部	公園、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		38 宮津港 江尻地区海岸	宮津市	京都府	2,800	護岸	●	2,448	1.967-2.06	2.06	2.30	1.38	2,448	2.30	宮津市江尻の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		39 宮津港 宮津地区海岸	宮津市	京都府	1,500	護岸	●	1,244	2.02-3.36	3.36	3.73	2.24	1,244	3.73	宮津市宮津の一部	住宅地、道路、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		40 宮津港 白旗地区海岸	宮津市	京都府	1,708	護岸	●	1,157	2.31	2.31	3.88	2.24	1,157	3.88	宮津市白旗の一部	住宅地、農地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
D	第四防波堤（第四防波堤）	41 鹿毛地区海岸 (鹿毛地区)	宮津市	宮津市	570	護岸	●	206	3.00	3.90	5.21	2.08	206	5.21	宮津市鹿毛の一部	住宅地、道路、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		42 鹿毛地区海岸 (宮ノ島地区)	宮津市	宮津市	830	護岸	●	452	1.90-3.00	1.50	2.79	2.08	452	2.79	宮津市宮ノ島の一部	住宅地、道路、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		43 鹿毛地区海岸 (大倉地区)	宮津市	宮津市	1,000	護岸	●	931	1.40-3.00	1.40	2.70	2.01	834	2.70	宮津市大倉の一部	住宅地、道路、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		44 伊根地区海岸	伊根町	伊根町	2,878	護岸	●	1,645	1.00-1.10	1.10	2.27	2.03	2,27	2,244	伊根町伊根の一部	住宅地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		45 伊根地区海岸	伊根町	伊根町	970	護岸	●	496	3.15-5.00	5.00	5.72	4.19	496	5.72	伊根町伊根の一部	住宅地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
E	第五防波堤（第五防波堤）	46 津海海岸	伊根町	京都府	304	護岸	●	180	4.84-5.00	5.00	4.58	2.91	180	5.00	伊根町津海の一部	住宅地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		47 瀬島地区海岸	伊根町	伊根町	830	護岸	●	352	3.50-4.00	4.00	5.24	3.45	352	5.24	伊根町木生浜の一部	住宅地、高潮等	日常波浪及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
		48 ヤベタ海岸	伊根町	伊根町	175	堤防	●	145	4.50	4.50	4.58	3.07	145	4.58	伊根町の一部	農地、高潮等	地震や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施する
		49 久備海岸	伊根町	伊根町	128	堤防	●	136	4.30	4.30	4.71	2.82	136	4.71	伊根町溝入の一部	農地、高潮等	地震や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施する
		50 カマヤ白石海岸	伊根町	伊根町	205	堤防	●	214	6.10	6.10	7.52	2.82	214	7.52	伊根町溝入の一部	農地、高潮等	地震や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施する
51 カマヤ海岸	伊根町	伊根町	158	堤防	●	159	6.00	6.00	6.63	3.20	159	6.63	伊根町溝入の一部	農地、高潮等	地震や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施する		

※1 海岸景観や利用状況等を踏まえ、面的防護も含めて最適な工法を選定して海岸保全施設を整備することとし、適宜「施設」の種類や「計画」、「配置」を見直す。

「規模（新設・改修）」の延長は、事業実施時の道路幅員と容量、設計等に基づき、適切な面に適宜直す。

※②「経路（歩行者・自転車）」は、歩行者・自転車の通行を確保し、歩行者・自転車の通行を優先する。

※③「天端高（代表断面）」は2℃上昇シナリオを前提に2100年時点と想定年次とし、代表断面で算出した計画天端高であるため、事業実施時に代表断面以外の断面も含め、施設全体（または事業対象区間）において、より詳細な検討を実施したうえで、適切な値に算定直す。

海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管 市町 村名	管理	海岸保 全区延 長 (m)	施設 ^{※1}	計画 ^{※1}		規模(現況)		規模(新設・改良)				延長 ^{※2}		現規模(維持修繕)		受益地域の状況	備考
							新設	改良	延長 (m)	天端高 ^{※3} (代表断面) (T.P.+m)	延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (代表断面) (T.P.+m)	延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (代表断面) (T.P.+m)	延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (代表断面) (T.P.+m)				
																	延長 (m)	天端高 ^{※3} (代表断面) (T.P.+m)		
A-1	1	野原漁港海岸	(K) 舞鶴市	舞鶴市	937	護岸	●	128	1.00～1.50	4.00	4.24	318	424	160	434	128	1.00～1.50	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	2	鹿角浜漁港海岸 (小幡地区)	(K) 舞鶴市	舞鶴市	1,518	突堤		257	1.60～2.60	1.60	3.54	287	3.54	237	354	257	1.60～2.60	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	3	鹿角浜漁港海岸 (三浜地区)	(K) 舞鶴市	舞鶴市	1,175	護岸堤	●	244	1.50～4.10	4.10	3.71	3.60	3.71	454	410	454	1.50～4.10	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	4	津崎漁港海岸	(K) 舞鶴市	舞鶴市	789	護岸堤	●	783	3.30～4.10	3.30	3.41	3.41	3.30	783	3.41	447	2.00～4.10	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
A-2	5	津崎漁港 佐近地区海岸	(能) 京都府	京都府	4,670	護岸堤	●	202	2.50	1.67	2.57	2.57	1.98	4,670	2.57	202	2.50	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	6	津崎漁港 平地地区海岸	(能) 京都府	京都府	2,740	護岸	●	2,229	1.52～1.67	1.67	2.62	2.62	1.98	2,229	2.62	2,229	1.52～1.67	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	7	津崎漁港 大波地区海岸	(能) 京都府	京都府	1,339	護岸	●	1,257	1.67～2.87	1.97	2.64	2.64	1.98	1,257	2.64	1,257	1.67～2.87	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	8	津崎漁港 長浜地区海岸	(能) 京都府	京都府	332	護岸	●	332	1.67	1.67	2.67	2.67	1.98	332	2.67	332	1.67	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
A-3	9	津崎漁港 戸島地区海岸	(能) 京都府	京都府	960	護岸	●	840	1.97	1.97	2.52	—	840	2.52	840	2.52	840	1.97	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する
	10	津崎漁港 加津島地区海岸	(能) 京都府	京都府	216	護岸	●	187	0.97～1.67	1.67	1.98	1.84	1.98	187	1.98	187	0.97～1.67	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	11	津崎漁港 和田地区海岸	(能) 京都府	京都府	1,719	護岸	●	1,719	1.17～1.87	1.87	2.66	2.66	1.98	1,719	2.66	1,719	1.17～1.87	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	12	津崎漁港 二見地区海岸	(能) 京都府	京都府	929	護岸	●	400	1.87	1.87	2.11	2.11	1.98	400	2.11	400	1.87	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
A-4	13	津崎漁港 喜多地区海岸	(能) 京都府	京都府	383	護岸	●	383	1.77	1.77	2.17	2.17	1.98	383	2.17	383	1.77	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	14	津崎漁港 大郡地区海岸	(能) 京都府	京都府	761	護岸	●	616	1.17～3.87	1.47	1.98	1.80	1.98	616	1.98	616	1.17～3.87	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	15	津崎漁港 吉田地区海岸	(能) 京都府	京都府	1,790	護岸	●	1,382	1.17～1.87	1.67	2.61	2.61	1.98	1,382	2.61	1,382	1.17～1.87	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	16	津崎漁港 青井地区海岸	(能) 京都府	京都府	2,000	護岸	●	1,806	0.97～3.77	1.67	2.36	2.36	1.98	1,806	2.36	1,806	0.97～3.77	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
A-5	17	津崎漁港 白杉地区海岸	(能) 舞鶴市	京都府	2,340	護岸	●	2,006	1.87	1.87	2.68	2.68	1.98	2,006	2.68	2,006	1.87	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	18	津崎漁港	(能) 舞鶴市	京都府	1,672	護岸堤 人工リーフ	●	1,080	1.00～2.00	4.00	4.17	4.17	2.74	1,672	4.17	338	2.00	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	19	由良漁港	(能) 宮津市	京都府	1,372	護岸	●	1,372	4.00～4.12	4.00	—	3.12	2.88	840	2.00	840	4.00	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	20	由良漁港	(能) 宮津市	宮津市	114	堤防 人工リーフ	●	290	2.00	—	-2.00	-2.00	—	800	-2.00	800	2.00	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
A-6	21	田井漁港海岸	(K) 宮津市	宮津市	4,289	護岸	●	2,074	1.50～2.50	2.00	5.03	5.03	1.96	114	5.03	114	5.03	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	
	22	島崎漁港海岸	(K) 宮津市	宮津市	828	消波工	●	98	4.00～4.10	4.10	3.80	3.80	2.21	2,074	3.80	940	1.80	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	
	23	島崎漁港	(能) 宮津市	宮津市	459	堤防	●	75	4.70	—	—	—	—	75	4.70	75	4.70	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	
	24	田井海岸	(能) 宮津市	宮津市	35	堤防	●	30	2.39～2.49	2.39	2.93	2.93	1.78	30	2.93	30	2.39	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	
A-7	25	田井(東田)漁港海岸	(K) 宮津市	宮津市	1,500	護岸堤	●	408	—	2.30	3.64	3.64	2.00	1,500	3.64	1,500	3.64	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	
	26	田井(西田)漁港海岸	(K) 宮津市	宮津市	1,500	護岸堤	●	408	—	2.30	3.64	3.64	2.00	1,500	3.64	1,500	3.64	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	
	27	田井(南田)漁港海岸	(K) 宮津市	宮津市	1,500	護岸堤	●	408	—	2.30	3.64	3.64	2.00	1,500	3.64	1,500	3.64	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	
	28	田井(北田)漁港海岸	(K) 宮津市	宮津市	1,500	護岸堤	●	408	—	2.30	3.64	3.64	2.00	1,500	3.64	1,500	3.64	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	田井漁港、高瀬等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施する	

(明) 水管理・国土保全局、(港) 港務局、(水) 水産庁、(農) 農村振興局

※1 海岸景観や利用状況等を踏まえ、面的防護も含めて最適な工法を選定して海岸保全施設を整備することとし、「施設」の種類や「計画」、「配置」を見直す。

※2 「規模(新設・改良)」及び「規模(維持修繕)」の延長は、事業実施時の現地調査や測量、設計等に基づき、適切な値に適宜見直す。

※3 「天端高(代表断面)」は2℃上昇シナリオを前提に2100年時点を見込み、代表断面で算出した計画天端高であるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体(または事業対象区画)において、より詳細な検討を実施したうえで、適切な値に適宜見直す。

■ 海岸環境の整備及び保全のための施策



■ 海岸の豊かな環境を守り育てるため行うこと

様々な生物が生息する海岸、すぐれた自然景観を有する海岸を未来に引き継いで行くため、実施又は検討する内容をまとめる。

- 良好な動植物生息環境の保全：
海岸林や藻場など、多様な生態系を保全するよう努める。
- 自然浄化機能の保全：
海岸の持つ曝気機能や、生物浄化機能の保全に努める。
- 景観に配慮した海岸保全施設の整備：
海岸の特性・特徴を踏まえ極力景観に影響を与えないよう配慮し、周辺の景観とのバランスに配慮する。
- 流域一環の環境配慮と土砂管理：
陸域と海域の接合域であり、森林、砂防、河川と一体となり流域一環の配慮、管理を行えるよう、関係機関と連携強化を図るなどの対応に努める。
- 海岸ゴミ対策：
海岸ゴミの不法投棄防止を推進し、迅速なゴミ除去に努める。



■ 公衆の適正な利用を促進するための施策



■ 誰もが利用しやすい海岸を創るため行うこと

身近に親しめ、安全かつ快適に活動、活用できる海岸づくりを目標に、地域の人々や訪れる人々の様々な利用を促進するため実施、検討する内容をまとめる。

- 生活空間としての海辺の保全：
地域の生活の場としての海岸の役割を十分認識し、地元の意見を反映し、その地域の生活利用に十分配慮するよう努める。
- 海辺へのアクセス確保とバリアフリー化：
必要な箇所において、海岸の特性を生かしたアクセス施設を配置し、利用度向上を図る。
- 砂浜の保全による海岸利用の向上：
砂浜の保全に積極的に取り組み、観光側面だけでなく、地域住民の利用にも配慮する。
- 関連計画との整合：
海岸の状況により、背後地の道路や公園と連携した海岸保全施設の整備や、海岸保全施設自体を観光資源として位置付け、整備を進めるなど関連計画との整合を図る。



整備ゾーンと保全の方向性

■ 各ゾーンの整備方針

B-2 久美浜ゾーン



66 久美浜地区海岸

《防護》

古くから整備が進められてきたゾーンであり、老朽化した施設の維持管理や改良を進めるとともに気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設設備を一体的に進める。

《環境・景観》《親水・利用》

親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋がりの向上を図る。

B-1 京丹後ゾーン

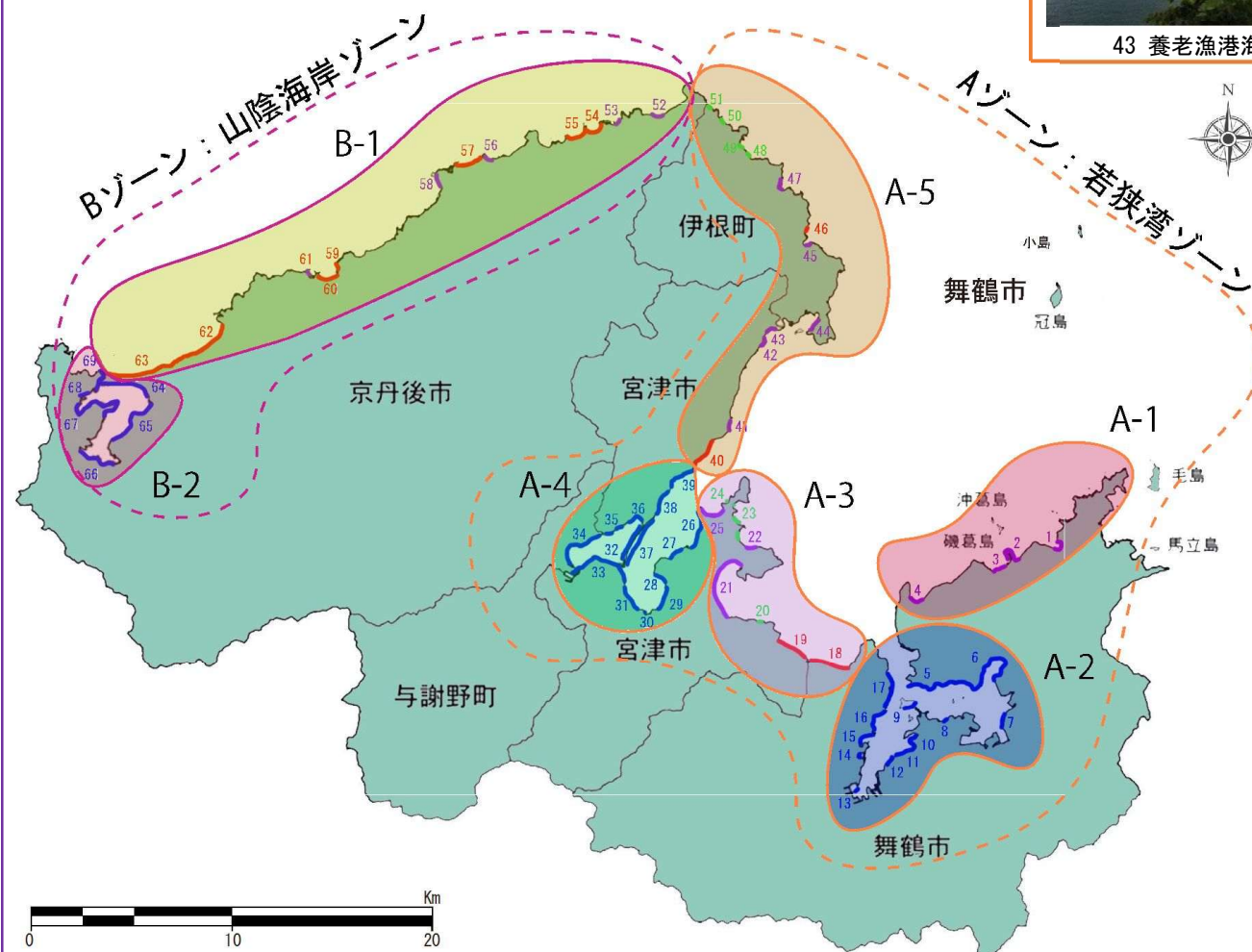


53 中浜漁港海岸

A-5 宮津・伊根ゾーン



43 養老漁港海岸（大島地区）



海岸保全施設の維持又は修繕

海岸保全施設は、海岸及びその背後地の住民の生命や財産を侵食、高潮・高波や津波などによる災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。

- 堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等
施設前面の洗掘、沈下などの損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・工、潜堤（人工リーフ）
洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下などを定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持・修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 砂浜
浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクルなどの適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂などを活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。



パラベットの亀裂



施設の老朽化



鉄筋の露出



離岸堤の沈下

海岸保全施設の現状

海岸保全施設の新設又は改良

- < 施設の種類 >
- 実施に当たって気候変動予測の不確実性、経済性、地形条件、地元の意見などを踏まえ、必要に応じて段階的整備や面的防護などによる複合的な対策、ソフト対策も組み合わせるなど、多層的で柔軟な対策の検討を行う。
 - 整備しようとする海岸保全施設の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤、ヘッドランド、潜堤（人工リーフ）などとする。
- < 施設の規模 >
- 2100 年時点で 2℃上昇した場合を想定し、高潮・高波に対して必要となる高さや津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値に余裕高を加えて代表断面における計画天端高を設定した。実施に当たっては、現地の地形条件や地元の意見などを踏まえ、各施設において対策案を検討し、整備内容を決定する。
- < 施設の配置 >
- 現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施に当たっては詳細な検討を行う。



整備する海岸保全施設の種類

《防護》
冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、海岸保全施設により対策を行う。また、砂浜地形などの自然特性を踏まえ、気候変動に伴う高潮・高波対策を進める。

《環境・景観》《親水・利用》
貴重な地形や自然環境、動植物などの保全・回復に努める。

《防護》
背後に漁村が密集する地域があり、人命や資産を守るため、気候変動に伴う高潮・高波対策を進める。

《環境・景観》《親水・利用》
各地域に合った海岸保全施設の選択を十分検討する。

A-1 大浦ゾーン



2 竜宮浜漁港海岸(小橋地区)

《防護》
背後地の漁村や集落などを守るため、気候変動に伴う津波や高潮・高波、浸食に対する対策を進める。

《環境・景観》《親水・利用》
漁業などの生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園など海洋レクリエーション機能の向上を図る。

A-2 舞鶴湾ゾーン



15 吉田地区海岸

《防護》
古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良を進めるとともに、気候変動に伴う高潮・高波対策を一体的に進める。

《環境・景観》《親水・利用》
港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。

A-3 由良・栗田ゾーン



22 島陰漁港海岸

《防護》
侵食が進んでいる海岸については、砂浜の保全を図る。また、砂浜地形などの自然特性を踏まえ、気候変動に伴う高潮・高波対策を進める。

《環境・景観》《親水・利用》
海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。

A-4 宮津湾ゾーン



26 田井矢原地区海岸

《防護》
海岸保全施設の整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良を進めるとともに、気候変動に伴う高潮・高波対策を一体的に進める。

《環境・景観》《親水・利用》
天橋立と調和したすぐれた海岸景観の保全を図る。観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。

丹後沿岸 海岸保全区域 位置図

市町村名	No.	海岸・地区名	所管	市町村名	No.	海岸・地区名	所管
舞鶴市	1	野原漁港海岸	(水)	宮津市	35	宮津港 満尻地区海岸	(港)
	2	竜宮浜漁港海岸 (小橋地区)	(水)		36	宮津港 大垣地区海岸	(港)
	3	竜宮浜漁港海岸 (三浜地区)	(水)		37	宮津港 天橋立地区海岸	(港)
	4	瀬崎漁港海岸	(水)		38	宮津港 江尻地区海岸	(港)
	5	舞鶴港 佐波賀地区海岸	(港)		39	宮津港 日置地区海岸	(港)
	6	舞鶴港 平地区海岸	(港)		40	日置海岸	(河)
	7	舞鶴港 大波地区海岸	(港)		41	養老漁港海岸 (里波見地区)	(水)
	8	舞鶴港 長浜地区海岸	(港)		42	養老漁港海岸 (岩ヶ鼻地区)	(水)
	9	舞鶴港 戸島地区海岸	(港)		43	養老漁港海岸 (大島地区)	(水)
	10	舞鶴港 加津良地区海岸	(港)	伊根町	44	伊根漁港海岸	(水)
	11	舞鶴港 和田地区海岸	(港)		45	泊漁港海岸	(水)
	12	舞鶴港 二尾地区海岸	(港)		46	津母海岸	(河)
	13	舞鶴港 喜多地区海岸	(港)		47	浦島漁港海岸	(水)
	14	舞鶴港 大君地区海岸	(港)		48	ヤベタ海岸	(農)
	15	舞鶴港 吉田地区海岸	(港)		49	久僧崎海岸	(農)
	16	舞鶴港 青井地区海岸	(港)		50	カマヤ白石海岸	(農)
	17	舞鶴港 白杉地区海岸	(港)		51	カマヤ海岸	(農)
	18	神崎海岸	(河)		京丹後市	52	袖志漁港海岸
宮津市	19	由良海岸	(河)	53		中浜漁港海岸	(水)
	20	奈良海岸	(農)	54		久僧海岸	(河)
	21	栗田漁港海岸	(水)	55		上野・平海岸	(河)
	22	島陰漁港海岸	(水)	56		竹野漁港海岸	(水)
	23	島陰海岸	(農)	57		後ヶ浜海岸	(河)
	24	田井海岸	(農)	58		小間漁港海岸	(水)
	25	栗田田井漁港海岸	(水)	59		小浜海岸	(河)
	26	宮津港 田井矢原地区海岸	(港)	60		浅茂川海岸	(河)
	27	宮津港 獅子地区海岸	(港)	61		浅茂川漁港海岸	(水)
	28	宮津港 獅子崎地区海岸	(港)	62		浜詰海岸	(河)
	29	宮津港 波路地区海岸	(港)	63		久美浜海岸 (箱石葛野湊宮海岸)	(河)
	30	宮津港 島崎漁師地区海岸	(港)	64		久美浜港 湊宮葛野地区海岸	(港)
	31	宮津港 杉ノ末地区海岸	(港)	65		久美浜港 浦明神崎地区海岸	(港)
	32	宮津港 文珠地区海岸	(港)	66		久美浜港 久美浜地区海岸	(港)
	33	宮津港 須津地区海岸	(港)	67		久美浜港 大明神河内地区海岸	(港)
与謝野町	34	宮津港 岩滝地区海岸	(港)	68		久美浜港 円崎地区海岸	(港)
				69		久美浜港 大向地区海岸	(港)

(河)：水管理・国土保全局、(港)：港湾局、(水)：水産庁、(農)：農村振興局

